

リース契約約款

【個人情報の取扱い】

第1条（個人情報の利用の同意）

- ① 買主・注文者及び使用者名義人、連帯保証人は、トヨタモビリティ東京株式会社（以下「当社」という）が下記の目的のため、注文主・登録名義人（使用者）、連帯保証人の住所、氏名など表記記載の個人情報（以下「個人情報」という）を利用することに同意します。
- (1) 定期点検・車検及び保険内容などについてご案内するため。
 - (2) 商品・サービスなど、あるいは各種イベント・キャンペーンなどについてご案内するため。
 - (3) 商品・サービスの向上や新製品の開発を目的としたアンケート調査を行うため。
 - (4) お客様からの商品・サービスなどに関するお問い合わせ・ご要望に対し適切に対応するため。
 - (5) 注文主・登録名義人（使用者）及び連帯保証人の個人情報を基に与信判断及び与信管理を行うため。
 - (6) 下記②に記載の目的のために当社グループ会社で共同利用すること。
- ② 当社は、お客様の個人情報を、当社グループ会社等との間で共同して利用します。
- (1) 共同利用する個人データの項目
 - ・住所、氏名、生年月日、電話番号
 - ・車名、塗色、型式等自動車に関する情報
 - ・販売車両・下取車両・使用済車引取依頼車両の自動車検査証情報
 - ・自動車登録番号
 - ・自動車の修理・整備に関する情報
 - ・その他表記記載の情報
 - ・お客様の当社等に対するご要望に関する情報
 - (2) 共同利用する者の範囲
トヨタ自動車株式会社・トヨタモビリティサービス株式会社・トヨタメロジック株式会社・株式会社トヨタテック
 - (3) 利用目的
 - ・当社グループ会社を取り扱う商品・サービス、各種イベント・キャンペーン等の開催をご案内するため。
 - ・各種商品・サービスの企画・開発のため。
 - ・お客様からのご要望に関する情報を共有し、お客様サービスの向上を図るため。
 - (4) 個人データの共同利用に関する責任者
トヨタモビリティ東京株式会社
- ③ 注文主・登録名義人（使用者）が期限の利益を喪失した場合、与信判断及び与信後の管理のため、表記の内容及び項目並びに当該契約の契約残高、月々の支払状況などの情報について、一般社団法人日本自動車販売協会連合会 (<http://www.jada.or.jp>) の当社が加盟する支部に加盟する会社間で共同して利用します。なお、個人情報の共同利用に関する責任者は各共同利用者となります。
- ④ 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
URL <https://www.toyota-mobi-tokyo.co.jp/>

【暴力団等反社会的勢力との取引拒否】

当社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はこれらの密接交際者、及び民事・行政問題等に関し

違法な行為・不当な要求行為を行った履歴のある集団または個人（以下「暴力団等反社会的勢力」という）との取引を拒否します。

【注文書特約条項】

この注文書の約款は、別途契約書を作成する場合にも共通に適用されます。

第1条（注文に応じられない場合）

トヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という）がこのリース注文に応じられない場合、注文主（以下「甲」という）は一切異議ないものとします。この場合、注文書原本はそのまま乙に返還されるものとします。

第2条（申込の撤回による損害賠償）

甲が申込を撤回し、このため乙に損害が生じた場合、別途損害賠償（通常生じる額に限る）を請求されても異議ないものとします。

第3条（契約の成立時期）

この申込によるリース契約の成立日は、自動車の登録、若しくは届け出がなされた日、または自動車を引き渡した日、いずれか早い日とします。

第4条（契約書類の引渡時期）

甲は、別途契約書を作成する場合は、それに必要な書類を契約成立日までに乙に交付します。

【リース契約条項】

以下の約款は、他に契約書を作成せず、本注文書をもってリース契約書とするときに適用されるものです。契約書を別途作成する場合は、その約款によるものとします。なお、注文主は甲、トヨタモビリティ東京株式会社は乙とします。

第1条（リース自動車）

乙は表記(1)記載の自動車（以下自動車という）を甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第2条（リース期間）

1. リース期間は表記(2)記載の期間とします。
2. 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、乙の責めに帰すべき事由により、民法上の契約解除が認められる場合を除き、本契約の解除または解約が出来ないものとします。

第3条（リース支払額および支払方法）

1. 自動車のリース料及びこのリース料に対する消費税等（以下「リース支払額」という）は表記(6)記載の通りとします。
2. 甲は乙に対し表記(6)記載の金額を表記(7)記載の各回リース支払期日に支払います。
3. 甲は第5条の前払金で充当されるリース支払額以外のリース支払額の支払いのため、その支払金額を額面とし支払期日を満期とする約束手形を一括振出し、自動車引渡時に乙に交付するものとします。但し、乙が認めたときは甲は預金口座振替もしくは振込の方法によってリース支払額を支払うことができます。尚、預金口座振替の方法による場合は、甲はその手続きに必要な書類を乙所定の期日までに、乙へ交付するものとします。

第4条（公租公課等の変更）

本契約期間中に自動車について新税が創設され、又は自動車税種別割・自動車重量税・自動車保

除料等に変更されたときは、乙は新たな費用又は増加額を甲に請求することができるものとします。

第5条（前払金）

1. 甲は乙に対し表記(5)記載のとおり前払金を支払います。
2. 前項の前払金は無利息とし、表記(6)に記載する該当回のリース支払額支払い期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
3. なお、第24条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到否にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第6条（保証金）

1. 甲は本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙に対し表記(19)記載のとおり保証金を現金で支払います。
2. 乙は前項保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース料、自動車修理代金等乙に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3. なお、第24条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したときは、期限の到否にかかわらず、乙から何らかの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第7条（自動車の引渡し）

1. 乙は自動車を表記(8)記載の期日に表記(9)の場所で甲に引渡すものとします。
2. 自動車の引渡しを受ける際は、甲は契約の自動車と相違なく、且つ、自動車の装備、外観等が良好な状態にあることを確認の上、引渡しを受けるものとし、以後、甲は確認可能であった事項については、異議を述べないものとします。また、甲が確認することが困難な原因により自動車に不具合が発生したときは、乙は民法、商法の規定及び保証書によって責任を負うものとします。
3. 自動車の引渡しに要する費用はすべて甲の負担とします。
4. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを受けることを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことが出来ない場合は、乙は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとし、この場合、第25条を準用します。

第8条（自動車の保管）

甲は善良な管理者の注意をもって、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。

第9条（自動車の運行）

1. 甲は自動車について第11条により乙が実施する整備を除き自らの責任と負担においてエンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備を行うものとし、自動車の価値を著しく減耗させないように留意するものとします。
2. 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙はなんらその責任を負わないものとします。

第10条（契約走行距離）

1. 甲・乙双方は第3条のリース料が、表記(11)記載の走行距離を前提に決定されたものであることを確認するものとします。

2. 甲が表記(11)記載の走行距離を超えて自動車を運行した場合は、乙は第31条により処理します。

第11条 (メンテナンスの範囲)

乙は自動車について本契約期間中、表記(17)においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の整備及び修理を行うものとします。又、継続車検整備および法定定期点検整備がリース料に含まれる場合には、メンテナンスノート(トヨタ自動車株式会社発行)に基づくトヨタ推奨項目の点検整備も併せて実施するものとします。

第12条 (メンテナンス費用の負担)

甲は第3条及び第11条の規定に拘らず、次の場合の修理費等を負担するものとします。

- ① 表記(17)においてリース料に含まれる項目として記載あるメンテナンス項目の範囲外の整備・修理に要する費用。
- ② 甲の故意もしくは重大な過失に起因する自動車の損害の修理に要する費用。
- ③ 第19条による自動車の車両保険で補填されない修理等の費用(保険免責、保険対象外及び保険超過費用)。
- ④ 甲が乙の承認なしに全国トヨタテクノショップ及び指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
- ⑤ 天変地異等不可抗力による損害の修理に要する費用。

第13条 (代車の提供)

乙は表記(17)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、乙所定の条件において乙の選定する代車を無償で甲に貸し渡します。

第14条 (メンテナンスカード)

1. 甲が第11条の整備・修理を受けるとき、または第13条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示のうえ依頼するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
2. 第24条に基づき乙が甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払請求をしたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理依頼及び代車提供依頼を拒むことができるものとします。

第15条 (メンテナンス契約のタイヤについて)

- ① タイヤの銘柄は乙が支給するものを使用するものとします。
- ② タイヤの廃棄が生じた場合、甲は乙に連絡の上、乙の指示に従い処理するものとします。

第16条 (担当テクノショップ)

甲は自動車の整備・修理が必要なときは、特別の理由がない限り表記(15)記載の担当テクノショップで整備・修理を行うものとします。

第17条 (通知義務)

1. 甲又は連帯保証人は、次の各号に掲げる事由の一が生じた時はその旨を書面で直ちに乙に通知報告するものとします。
 - ① 住所・氏名・商号または営業の目的を変更したとき。
 - ② 代表者が変更されたとき。
 - ③ 事業内容に重要な変更があったとき。
 - ④ 契約解約事由に該当する事由が発生したとき。
2. 甲は、乙及び連帯保証人から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、営業報告書

その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

3. 甲が第1項①②に該当し、その通知を怠った場合、乙からの通知又は交付書類等が延着又は不到着となったときでも、甲及び連帯保証人は乙が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第18条（禁止行為）

甲は下記に掲げる乙の権利を侵害する一切の行為をしてはなりません。

- ① 自動車の譲渡・転貸・又は本契約に基づく権利の譲渡。
- ② 自動車を担保の目的とすること。
- ③ 乙の承諾を得ないで自動車の原状又は自動車検査証の記載事項を変更し、もしくは自動車の保管場所・使用の本拠地・用途等を変更すること。

第19条（保険契約の締結）

1. 乙は自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記（18）記載の自動車保険契約（車両保険は一般条件とします）を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その写しを甲に交付します。但し、車両保険は乙を被保険者とするものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、特段の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合、もしくは、甲が異なる自動車保険契約の内容を締結する場合、予め乙の承諾を得るものとします。
又、甲はリース契約開始後に保険契約の内容を変更する時は、予め乙の承諾を必要とするものとします。
但し、車両保険は乙を被保険者とし、甲は保険証券の写しを保険契約締結後直ちに乙に提出するものとします。

第20条（車両保険金の受領）

保険事故が発生し車両保険金が支払われるときは、乙が保険会社から直接受領し期限の到否に拘わらず、甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第21条（自動車の保管、使用に基づく賠償責任）

甲が自動車又は第13条により乙から提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は乙に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任において解決するものとします。

第22条（保険事故の処理）

1. 甲は保険事故が発生した場合は直ちに乙及び保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。
 - ① 法令および保険約款に定められた処置をとること。
 - ② 事故に関して不利益な協定をしないこと。
 - ③ 証拠の保全をすること。
2. 甲は乙又は保険会社が保険事故の処理をなした場合は、その結果について一切乙に異議を申立てないものとします。

第23条（期間満了時の処置・再リース）

1. 甲がリース期間満了2ヵ月前までに乙に対し同一車両について新たなリース契約締結の申込みをした場合には、甲・乙協議のうえ自動車について新たなリース契約を締結でき、その料金は別途定めるものとします。
2. 又、新たなリース契約を締結しなかったときは、リース期間満了後、甲は自動車を第33条で乙に

帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するとともに、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。

- ① 自動車の返還が遅延したときは、契約満了日の翌日から自動車返還日までの間の第3条所定のリース支払額（1ヵ月未満は1ヵ月として計算）。
 - ② 返還された自動車が第7条引渡時の原状と異なるときは、その原状回復に必要な費用。
3. 前項に定める自動車の返還を甲が怠った場合は、乙は任意に自動車を引揚げることができるものとします。
 4. 尚、表記（10）において残価の精算をすると記載がある場合は、乙は返還を受けた自動車について第30条により評価を行い、予定残存額との差額を精算するものとします。
 5. 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、返還されたリース自動車について、乙が抹消、移転または変更登録を申請出来るように、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請等を行うものとします。

第24条（リース支払額前払い）

下記に掲げる事由の一が生じたときは、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとします。

- ① 甲が1回でもリース支払額の支払いを遅延したとき。
- ② 自動車について著しい破損・滅失（天変地異等不可抗力によるものを含む）、盗難、紛失、被詐取等の事故を生じたとき、もしくは乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。
- ③ 甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。
 - イ. 手形・小切手（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）を不渡りにしたとき。
 - ロ. 支払停止・公租公課の滞納または保全処分・強制執行・競売等の申し立てを受けたとき。
 - ハ. 破産・民事再生・会社更生または特別清算の手続きの申し立てがあったとき。
 - ニ. 監督官庁よりその営業許可の取消をうけ、または営業を停止もしくは廃止したとき。
 - ホ. 逃亡・失踪または刑事上の訴追を受けたとき。
 - ヘ. 甲が法人でない場合は、死亡した時、後見開始・補佐開始・補助開始の審判があったとき。
 - ト. 経営が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
 - チ. 暴力団等反社会的勢力であると判明したとき。
- ④ 連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。
- ⑤ 甲が第18条の禁止事項に違反したとき。
- ⑥ 甲が本契約以外の乙に対する債務の支払いを怠ったとき。

第25条（約定解約権）

1. 甲が第24条により残存期間のリース支払全額を前払いしなければならない事由が発生したとき、その他本契約の一に違反したときは、乙は催告を要することなく次の行為を行うことができるものとします。
 - ① 本契約を解約すること。
 - ② 甲、乙間に締結されている本契約以外の契約を解約すること。
 - ③ 本契約およびそれ以外の契約について期限の利益を喪失させること。
2. 前項により、本契約が解約されたときは、甲は乙に対し、第27条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに一括して支払うものとします。

第26条（自動車の返還）

1. 第24条により甲が残存期間のリース支払額全額を前払いしなければならない事由が発生したとき、あるいは本契約が解約されたときは、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。尚、乙は返還を受けた自動車を自由に処分できるものとします。
2. 甲は自動車を第33条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復した上で乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合には、乙は付加された物件を含めて自動車を引取ることができます。尚、付加された物件については第30条による自動車の評価に含めます。したがって甲は、その物件の返還又は損害賠償等の請求は一切しないものとします。
3. 甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は任意に自動車を引揚げるができるものとし、乙がその占有回復のため要する費用は弁護士費用等を含めすべて甲が負担するものとします。

第27条（規定損害金等）

1. 本契約が解約されたときは、甲は表記(13)(14)記載の規定損害金(基本額 - 逓減月額 × 経過月数)及び解約までに既に支払日が到来している未払リース支払額を、直ちに現金で乙に支払わなければなりません。但し、自動車が返還されたときは、第30条による評価額を、又第20条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとします。(なお、規定損害金に未経過メンテナンス費用は含まれません)
2. 前項の経過月数とはリース契約締結の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とします。

第28条（相殺禁止）

甲は、本件契約に基づき乙に対して負担する債務を、乙並びにその承継人に対する甲の債権をもって相殺することができません。

第29条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払い債務等)の支払いを怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第30条（返還自動車の評価）

乙が返還を受けた自動車は、財団法人日本自動車査定協会による査定又はその他公正な方法によって評価するものとし、査定料等自動車の評価に要する費用は甲が負担するものとします。

第31条（超過走行料の支払い）

自動車が返還されたときの走行距離が第10条に定める契約走行距離を超過した場合は、甲は表記(12)記載の超過走行料を自動車返還時に直ちに乙に支払うものとします。

第32条（リース支払額の割戻し）

甲がリース期間中において自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、又、第11条のメンテナンス、第13条の代車、その他本契約上の乙のサービスを使用しなかったとき、甲はその理由のいかに拘わらず、リース支払額の変更・減免・返還等を乙に一切請求しないものとします。

第33条（部品等の追加装着）

甲が本契約外の部品等の追加装着をする場合には、乙の承諾を得て行い、これに係る費用は一切甲が負担し、その所有権については乙が承諾した場合を除きすべて乙に帰属するものとします。

第34条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は本契約から生ずる甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務の履行を保証し、かつ連帯保証人相互に連帯して債務履行の責めに任じます。
 - ① 第3条に定めるリース料および消費税額 (公租公課等に変更があった場合は、第4条によって変更された金額)
 - ② 第12条に定める修理費等
 - ③ 第24条に定める残存期間のリース支払額全額
 - ④ 第25条2項に定める、契約解約時の第27条に定める規定損害金および未払いリース支払額
 - ⑤ 第23条2項1号に定める契約終了日の翌日からリース自動車返還日までの間のリース料 および同条同項2号に定める原状回復に必要な費用
 - ⑥ 第23条4項に定める予定残存価額との差額
 - ⑦ 第31条に定める超過走行料
 - ⑧ 第27条に定める規定損害金および解除までにすでに支払日が到来している未払いリース支払額
 - ⑨ 第5条に定める前払金
 - ⑩ 第30条に定める査定料等自動車の評価に要する費用
 - ⑪ 前各号に係る第29条に定める遅延損害金
2. 乙は必要と認めるときは、甲に対して連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人をたてるものとします。
3. 連帯保証人は乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払いを請求されても異議ないものとします。
4. 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
 - ① 甲は、契約締結時の以下の情報をすべて、法人でない連帯保証人に提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを乙に対して表明および保証します。
 - i) 財産および収支の状況
 - ii) 主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
 - iii) 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
 - ② 法人でない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明および保証します。
5. 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況に関する情報 (以下、「甲の履行状況」という) を開示することをあらかじめ承諾します。
6. 甲および連帯保証人は、前項に定める甲の履行状況の開示について、乙が、第三者信用機構または信販会社に委託し、当該委託先が連帯保証人に甲の履行状況を開示すること、および、乙が、当該委託に必要な範囲において当該委託先に対して、甲または連帯保証人の個人情報を提供することをあらかじめ承諾します。

第35条 (訴訟管轄)

甲・乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または店舗とすること、また、契約に関する争いについては乙の本店所在地管轄の裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第36条 (乙の通知あるいは意思表示)

1. 乙が第25条の解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第17条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信した場合に、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったとき、本通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
2. 甲または連帯保証人が、前項により乙が発信した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため乙に還付されること2回に及んだときは、受領を拒絶したものとします。

第37条（特約事項）

表記（19）記載の特記事項は、この契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第38条（契約等に関する問い合わせ）

本契約に関するお問い合わせはご契約店舗、その他のご相談についてはお客様相談コーナーとします。

フリーダイヤル 0120 - 127 - 126